奈義町キャッシュレス決済等デジタル収納ステーション整備業務
公募型プロポーザル 参考仕様書

この参考仕様書は、契約締結候補者と奈義町（以下「町」という。）が契約を締結するにあたっての仕様イメージとして整理したものです。本業務の実施要領に掲げた目的を十分に理解したうえで、効果的かつ効率的な企画提案を受け付けます。

１．業務概要

（１）業務名

奈義町キャッシュレス決済等デジタル収納ステーション整備業務（以下「本業務」という）

（２）目的

奈義町役場窓口における各種事務手数料等の支払いについて、セミセルフレジを活用したキャッシュレス決済サービスを導入し、支払いの選択肢を増やすとともに、連動する自動釣銭機及びそれらを統括的に管理する POS システムを併せて導入することで、窓口での所要時間を削減し、窓口を利用する全ての町民の利便性向上及び収納事務に係る職員の負担軽減を図ることを目的とする。

（３）業務内容

本業務における主な業務内容は、以下の通りとする。

① POS システム・キャッシュレス決済機器・自動釣銭機の導入に関する業務
② POS システム等の利用及び機器保守を含めた運用支援に関する業務
③ キャッシュレス決済システムの利用及び機器保守を含めた運用支援に関する業務
④ キャッシュレス決済に係る指定納付受託業務

（４）履行場所

別紙１に記載のとおり

（５）業務期間

① 導入作業

契約締結の日から令和９年３月 31 日まで（初期設定及び操作研修を含む。）
※設置スケジュールについては、発注者と受注者で協議のうえ決定する。

② 上記機器の運用保守、指定納付受託業務

運用開始から４年間

２．委託内容

（１）前提条件

① 導入窓口は５ヵ所とし、奈義町が指定した場所とする。

② 履行場所は、下記の通りとし、それぞれの現地での設定作業も本契約に含む。

税務住民課・出納室・出納Ａ・出納Ｂ・出納Ｃ

（調達機器の必要台数は別紙１に記載する。）

（２）POS レジ環境整備業務

① キャッシュレス決済端末機の設定

各施設に応じたレジの設定やネットワーク設定等の必要な設定を行うこと。

② 周辺機器類の接続、設定

ア　キャッシュレス決済端末機は、レシートプリンタ搭載（オートカッター付）モデルであることが望ましい。搭載モデルではない場合には、レシートプリンタを接続し、必要な設定を行うこと。

イ　周辺機器との接続は安定性を鑑み、有線接続とする。

ウ　自動釣銭機及びレシートプリンタの台数は、決済端末機１台につき、１台ずつとする。

エ　キャッシュレス端末機を使用するために必要な光回線に接続するルーターを設置し、必要な設定を行うこと（光回線の整備は、発注者が別途調達する）。なお、インターネット通信は、通信の安定を確保するため、庁舎内のインターネット回線（有線 LAN）を利用すること。※モバイル型決済端末は SIM カードによるモバイル通信接続とする。

③　各窓口に、利用可能な決済ブランド等を示す掲示物（アクセプタンスマーク）及び来庁者向けの案内ポップなどを用意すること。

④　売上等の管理機能の（クラウド環境）提供

インターネット上のクラウド環境で提供する売上等を管理機能、データをダウンロード機能等のサービスを提供すること。

（３）研修の実施

受託者は環境構築後、サービス利用開始までの期間において端末操作研修を実施すること。

３．導入機器要件

調達する機器は、新品であること（中古品及びリース品は不可）。

（１） キャッシュレス決済端末機能要件

① キャッシュレス決済端末は有線接続で使用する据置型端末(参考型番: JT-C61)と SIM 回線で使用するモバイル型端末（参考型番：UT-P11）とする。

② 据置型及びモバイル型ともに、POS レジシステムが端末に内蔵され、端末のみで POS レジシステムが使用出来ること。

③ 据置型端末の職員操作画面サイズは 7.0 インチ以上、来庁者操作画面サイズは

4.0インチ以上とする

④ タッチ決済リーダー、接触ICリーダー、デュアルヘッド磁気リーダーが１つの端末に搭載されていること。また、PIN入力、電子サイン（据置型端末のみ）に対応しており、QRコード読み取り用のカメラが搭載されていること。

⑤ モバイル型端末は画面の大きさは6.5インチ以上で、OSはAndroid10以上とする。また、タッチ決済リーダー、接触ICリーダーを搭載し、磁気カードの読み取りに対応でき、PIN入力対応、QRコード読み取り用のカメラが搭載されていること。

⑥ モバイル型端末は、レシートプリンタを必要とせず、決済端末内蔵プリンタからレシート発行が可能であること。

⑦ 端末スペックとして､据置型端末はメモリーがROM:16 GB/RAM:4 GB以上を有し、モバイル型端末はメインメモリー2.0GB/内蔵ストレージは16.0GB以上とする。

⑧ PCIセキュリティ基準（PCI PTS / PCI DSS）の現行基準に準拠した、カード情報非保持型の機種であること。

（２）POSレジシステム要件

① POSレジシステムは据置型キャッシュレス決済端末及びモバイル型キャッシュレス決済端末に内蔵されていること。（キャッシュレス決済端末機とPOSレジシステムが一体型であること）

② 据置型端末は周辺機器（自動釣銭機など）と連動すること。

③ インボイス（適格請求書）制度に対応すること。また、レシートには、設置箇所の名称、手数料等の名称を任意の文字等に変更ができ、出力枚数を柔軟に変更できること。

④ 現金会計の場合は「領収書」、キャッシュレス会計の場合は「利用明細書」の様に、支払手段に応じたレシートタイトルの出し分けが可能であること。

⑤ POSレジシステムとキャッシュレス決済端末で金額の二度打ちが発生しないこと。

⑥ キャッシュレス及び現金以外（定額小為替等）での取引が可能なこと。

⑦ 窓口ごと、手続ごと等により、各種取引データを集計する機能を有すること。なお、集計データは、CSV形式で随時取得することが可能であること。

⑧ 上記の集計データについては、下記の情報を保有すること。ただし、これら以外の情報の保有を妨げるものではない。なお、抽出可能な項目は企画提案書により提案すること。

ア　取引窓口名
イ　取引日時
ウ　手続名（手数料等名）
エ　手続管理コード
オ　料金（単価）
カ　数量
キ　決済種別

ク　決済ブランド（キャッシュレス決済選択時）
ケ　料金（合計）

⑨ 不正アクセス対策、ウイルス対策など十分なセキュリティ対策を実施すること。
⑩ 誤って精算した場合、精算取消が容易であること。なお、ブランドごとの取り消し条件について一覧を作成し、提示すること。
⑪ 今回導入するキャッシュレスブランド以外に、任意の支払手段（定額小為替や地域通貨等）での取引が可能かつ集計もできること
⑫ 窓口で取扱う手続名（手数料等名）及び料金等のマスタ情報を設置窓口ごとに500 件以上設定できること。また、タブ分割、色分割等により、任意の科目ごとの管理が可能であること。
⑬ 手数料マスタ情報は、職員により任意に登録・変更が可能であること。なお、CSV 登録等の方法により一括での登録・変更処理が行えるとともに、反映日時を任意に指定できること。
⑭ 任意の手数料は支払い手段を現金のみに制御できる機能を有していること。
⑮ システムを利用する職員それぞれに職員 ID を付与できるとともに、ID ごとに利用可能な機能を制限・管理できること。また、全窓口のデータを一元的に閲覧・管理ができる管理者権限のアカウント設定ができること。
⑯ インターネット通信障害が発生した場合でも、現金決済等の会計業務を継続できること。また、ソフトウェアに障害があった場合でも、処理済みの取引データに影響を及ぼさず、復旧後に問題なく取得できること。
⑰ 款項目節(歳入科目コード)など、任意の項目を保持する帳票を出力できること。

（３）自動釣銭機要件

① 現在発行されている日本円の紙幣及び貨幣の取扱いができ、今後の紙幣及び貨幣の改廃に対応できるものであること。
② 紙幣及び硬貨の最大収容枚数は、下記の通りであること。
　一万円札・五千円札・二千円札　：　計 100 枚以上
　千円札　：　200 枚以上
　硬貨（全６種）　：　各 100 枚以上
③ 機器内部の現金残高及び金種ごとの収容枚数について、確認が可能であること。また、釣銭の不足時には、補充を案内する機能を有すること。
④ 導入する POS システムと連動しており、POS システム側で入出金等の操作が可能であること。
⑤ 釣銭の取り忘れを防止する機能（ランプ・アラート音等）を有すること。
⑥ 紙幣においては約 20 枚以上、硬貨においては約 50 枚以上の、一括での入金が可能であること。
⑦ 紙幣挿入口は操作性を鑑みて「長手水平方向方式」であること。

（４）２次元スキャナ要件

① コンビニ納付用バーコードを読み取り可能であること。なお、バーコードが印字されていない納付書の受付を簡便に行えるよう、地方税統一 QR コード（eL-QR）を読み取り可能であること。

② POS システム等と連動すること。また、読み取った情報から、納付科目や納付金額等を POS システム上に表示可能であること。

③ 支払期限を超過している場合は期限切れアラート表示機能を実装していること。また、会計時に読み取ったコンビニ収納用バーコード 44 桁は全桁、地方税統一 QR コードは一部桁数を CSV などに抽出できること。

（５）ルーター要件

① 町が別に調達する光回線に接続し、本業務で導入及び設置を行う機器と接続し、安定に稼働するよう設定を行うこと。

② ローカルエリアネットワークを構築し、通信障害時にも会計業務（現金のみ）を止めない様にオフライン時に備えること。

４．その他要件

（１）機器及びシステムの操作方法に精通した者による、職員向けの操作研修を実施すること。操作研修には実機を用いるものとし、町の指定する機器の設置場所にて実施すること。なお、窓口ごとの運用に則した説明を行えるよう、各導入窓口で１回（計５回）実施すること

（２）職員向けの操作マニュアルを作成すること。内容については、専門的な知識が無くとも容易に理解できるものとし、担当者が交代した場合も運用を円滑に行えるよう作成すること。また、町職員による事前の確認を行い、町の承認を得たマニュアルを納入すること。なお、マニュアルの作成にあたり、事前に町と協議を行い、導入する窓口の運用に則したマニュアルを作成することが望ましい。

（３）その他、本業務の目的を踏まえ、効果的な独自提案がある場合は、積極的に提案すること。また、専門的な立場から、他の自治体事例や今後の技術革新を見据えての提案も同様とする。

５．指定納付受託者業務

（１）指定納付受託の方法

① 町は、本業務の受注者又は共同提案者を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の２の３第１項に定める指定納付受託者に指定するものとする。

② 指定納付受託者は、キャッシュレス決済による売上金の立替金（以下「立替金」という。）については、月ごとに末日を締日として集計し、翌月末日（当該日が営業日に当たらない場合は、末日の直前の営業日とする）までに、町があらかじめ指定する方法により納付すること。

③ 立替金は、決済種類、決済ブランド及び納入義務者が選択する支払方法（分割払い、リボルビング払い等）を問わず、当該月分を一括で納付するものとする。

④ 立替金の納付にあたっては､振込手数料等を差し引くことなく､全額納付すること。
⑤ 月ごとの売上金額の明細をデータ又は書面により発行し、入金予定日の前日までに町職員が確認できるようにすること。なお、上記明細は窓口ごとに確認できることとし、取りまとめ課では全ての窓口の明細が確認できることが望ましい。

（２）利用可能な決済ブランド
各決済方法について、次に掲げる決済ブランドに対応すること
① クレジットカード
VISA、Mastercard、JCB、AmericanExpress、DinersClub
② 電子マネー
iD、楽天 Edy、WAON、nanaco、QUICPay、交通系 IC
③ コード決済
PayPay、ｄ払い、auPAY、楽天ペイ、メルペイ、Alipay、WeChatPay

（３）決済手数料
① 決済手数料の額は、月ごとの売上金額に決済ブランドごとの決済手数料率を乗じた金額とし、１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。なお、決済ブランドごとの決済手数料率については、別紙２により決済手数料率一覧を提示すること。
② 月ごとの決済手数料の請求書をデータ又は書面により発行すること。

６.保守業務
（１）機器に障害が発生した際の一次受付を行う窓口を設置すること。なお、導入する全ての機器に対し、統一した受付窓口を有すること
（２）機器の故障、劣化、その他事故がある場合において、修理等の対応は都度修繕契約により行うことを妨げない。ただし、その場合においても、一時的に代替機を準備する等、安定した運用を行える体制を構築すること。
（３）町の要望に対し、各種ソフトウェアのバージョンアップによる品質改善を行い、使いやすいシステムを提供すること。
（４）システムのメンテナンス及びバージョンアップの適用等を行う場合には、作業日程等を事前に町に報告すること。また、適用作業は、町の運用に支障が出ないよう実施すること。
（５）職員からの操作方法等の問い合わせ及びシステム障害発生等の連絡に対し、迅速に対応できる体制を有すること。受付は電話で行うものとし、受付時間は、最低でも平日午前９時から午後５時までとすること。
（６）電話対応で事象改善が不可な場合は、現地への駆け付け対応が可能であること。

７．情報セキュリティ対策
（１）POS システムを提供するうえで知り得た秘密に対する守秘義務を遵守すること。

この守秘義務は、契約終了後も課されるものであり、従事する者が離職した場合も同様に遵守させること。

（2）クレジットカード情報をはじめとした個人情報については、契約期間及び契約終了後を通じて保管及び管理に万全を期し、漏洩防止のために適切な措置を講ずること。

８．法令等の遵守

POS システムの提供において、地方自治法その他関係する法令等を遵守しなければならない。契約期間中にこれら法令等に改正があった場合は、改正された内容に基づくものとする。

９．その他

（1）作業にかかる経費

機器設定等作業のための経費は全て本契約に含むこと。

（2）緊急時体制について

受注者は、事故、災害などの緊急事態が発生した場合を想定し、POS の利用に支障をきたすことがないように、十分な対応及び緊急時の体制を整備すること。

また、本 POS の提供において、故意又は過失により何らかの事故や不適切な事務処理等が生じ、情報保全ができなかった又は保全できない可能性が生じた場合には、直ちに発注者に報告し、協議のうえ対応するものとする。なお、この場合に生じた費用は POS 提供者が負担することとし、事実を明らかにした報告書を遅滞なく発注者に提出すること。

（3）協議事項

本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、双方の協議によって決定するものとする。

以上